

# 新型コロナウイルス感染症に関する糸魚川市対処方針

令和2年4月15日(令和2年4月20日改正)  
糸魚川市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 現在の状況

### (1) 国の状況

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正の上、3月26日、国内において新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いと認め、同法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

### (2) 県の状況

県は、2月29日に1例目の感染者が確認されて以降、危機管理対応方針に基づく本部体制をとってきたが、3月26日、改正法に基づき、知事を本部長とする新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

### (3) 市の状況

市は、2月27日に新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置、翌28日には、新型コロナウイルス感染症対策本部に切り替え、対応にあたってきた。

### (4) 緊急事態宣言

政府対策本部長は、令和2年4月7日に、法第32条第1項に基づき、東京都など7都府県を対象区域とする緊急事態宣言を行った。(期間：令和2年4月7日～5月6日)

### (5) 緊急事態措置実施区域の拡大

次いで、令和2年4月16日に基本的対処方針を改正し、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とした。(期間：令和2年4月16日～5月6日)

## 2 糸魚川市対処方針

3月28日に国が作成した「基本的対処方針(令和2年4月16日変更)」及び4月1日に県が作成した「新型コロナウイルス感染症に関する新潟県対処方針(令和2年4月17日改正)」に基づき、市としてこの度の新型コロナウイルス感染症対策に総力を挙げて取り組むこととし、糸魚川市対処方針を次のとおり定める。

なお、この方針は本市における新型コロナウイルス感染症の発生、まん延の推移をはじめ、今後の国や県の対処方針や経済対策等の動向を踏まえ、適宜見直しを行っていく。

#### (1) 情報提供・啓発

- ① 市民等に対して、市ホームページや安心メール、広報おしらせばん、広報無線等の媒体を活用し、正確でわかりやすく、かつ迅速な情報提供を行い、注意喚起や行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
  - ・ 発生状況等の正確な情報提供。
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診するときは、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
  - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
  - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
  - ・ 室内で、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
  - ・ 従業員及び学生等の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
  - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
  - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策を国は実施しないことを周知し、市民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 県との緊密な情報連携により、様々な手段により市民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。

## (2) まん延防止

- ① まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター（患者間の関連が認められた集団）対策及び接触機会の低減策を、感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に実施する。
- ② 職場等における感染の拡大を防止するため、以下について呼びかける。
  - ・ 市内事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けること。
  - ・ 事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底。
  - ・ 事業場の換気等の励行。
  - ・ 発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨。
  - ・ 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等
- ③ 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。

## (3) 医療

- ① 新潟県や糸魚川保健所、医療機関等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国や新潟県等からの要請に応じ適宜協力する。
- ② 市内で感染者が発生し、医療機関等から要請があったときは、国や新潟県と連携し、必要な支援を行う。
- ③ 市が行う健康診断や予防接種については、適切な感染対策のもとで実施するよう、時期や時間、会場等に配慮する。

## (4) 経済・雇用対策

- ① 国は、内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととしている。  
様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整えるとしている。
- ② 市としては、このような取り組みについての情報収集を行い、市民生活や地域経済への影響を最小限にするよう適切な対応を図る。

## (5) その他

- ① 市は、糸魚川市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に関係する部署が協力して対策にあたる。

- ② 職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一、職員に感染者又は濃厚接触者が確認された場合も、職務が遅滞なく行えるよう「糸魚川市新型コロナウイルスインフルエンザ業務継続計画(平成27年8月改訂)」に基づき対策を講じる。
- ③ 外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、適切に見守り等を行う。
- ④ 市民生活及び経済への影響を最小限に留めるため、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の公共的機関の機能の維持に努める。
- ⑤ 上記以外の事項については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月16日変更)」、県の「新型コロナウイルス感染症に関する新潟県対処方針(令和2年4月17日改正)」等を踏まえて対応する。